

第一号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の速見郡の項を削り、同款の竹田市の項中「宮城台小学校」を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の国東市の項を削り、同表の中学校の部の第一級学校の款の速見郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるの
で提案する。

○職員のべき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		改 正 案	
		現 行	
		第一條～第四条 略	第一條～第四条 略
		別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
	第一級学校	東国東郡 姫島小学校	東国東郡 姫島小学校
	第二級学校	玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校 中津市 深水小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 竹田市 宇佐市 宇杵築市 由布市 大田小学校 南院内小学校 塚原小学校	(削る) 玖珠郡 飯田小学校、春日小学校 中津市 深水小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 竹田市 宇佐市 宇杵築市 由布市 大田小学校 南院内小学校 塚原小学校
第五級学校	第三級学校	第三級学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校	第三級学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校
第五級学校	第四級学校	第四級学校 蒲江翔南小学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校	第四級学校 蒲江翔南小学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校
第五級学校		第五級学校 蒲江翔南小学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校	第五級学校 蒲江翔南小学校 日出生小学校 宇佐市 佐伯市 久見市 大島小学校
べき地学校に準ずる学校		べき地学校に準ずる学校	べき地学校に準ずる学校

別表 第二 (第四条関係) 略	第一級学校	日田市	佐伯市	津久見市	東山市	別府市
	東國東郡	(削る)	中学校の部	米水津小学校	津民小学校	竹田市
へき地級学校	第二級学校	竹田市	佐伯市	前津江中学校、五馬中学校	長目小学校	菅生小学校
	第三級学校	津久見市	佐伯市	直川中学校	都野小学校	都野小学校
竹別市見学校	第四級学校	大島中学校、深島中学校	宇目緑豊中学校	蒲江翔南中学校	武藏西小学校	東山小学校
	第五級学校	久住中学校、都野中学校	四浦東中学校	保戸島中学校	菅生小学校	別府市

別表 第二 (第四条関係) 略	第一級学校	日田市	佐伯市	津久見市	東山市	別府市
	東國東郡	(削る)	中学校の部	米水津小学校	津民小学校	竹田市
へき地級学校	第二級学校	竹田市	佐伯市	前津江中学校、五馬中学校	長目小学校	菅生小学校
	第三級学校	津久見市	佐伯市	直川中学校	都野小学校	都野小学校
竹別市見学校	第四級学校	大島中学校、深島中学校	宇目緑豊中学校	蒲江翔南中学校	武藏西小学校	東山小学校
	第五級学校	久住中学校、都野中学校	四浦東中学校	保戸島中学校	菅生小学校	別府市

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるため

2 改正内容

別表第1中、次に掲げる4校の小学校及び中学校について削除する。

市町村名	学 校 名	級別区分	備 考
竹田市	みやぎだい 宮城台小学校	第一級学校	[削除] R2.3.31廃止 (児童は竹田小学校へ通学)
日出町	みなみはた 南 端小学校	第一級学校	[削除] H26.4～休校⇒R元.10.1廃止
	みなみはた 南 端中学校	第一級学校	[削除] H28.4～休校⇒R元.10.1廃止
国東市	むさしにし 武蔵西小学校	へき地学校に 準ずる学校	[削除] R2.3.31廃止 武蔵東小 武蔵西小 武蔵中 } (R2.4.1新設:義務教育学校) ⇒ 志成学園* *武蔵中に設置

3 施行期日

公布の日から施行する。